

令和8年度洋上圧入CCS技術確立事業委託業務 公募要領

令和8年7月
環境省地球環境局

環境省は、脱炭素社会の構築に向けて重要な役割を担う二酸化炭素回収・貯留(CCS)技術について、2030年以降の本格的な導入を見据え、CCS技術の中でもCO₂貯留ポテンシャルが高い浮体式洋上圧入CCSの商用化に向けた技術確立を行う事業を実施します。

つきましては、下記の要領により、本事業の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目 次

1. 本事業の目的と性格
2. 本事業の対象、実施期間等
3. 本事業の応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

1.本事業の目的と性格

二酸化炭素(CO₂)の回収・貯留(CCS)は、温室効果ガス削減目標の達成に向けた重要技術です。「地球温暖化対策計画」(令和7年2月閣議決定)等に位置付けられており、「CCS長期ロードマップ最終取りまとめ」(令和5年1月)では、2030年までの事業開始に向けた事業環境を整備し、2030年以降に本格的にCCS事業を展開することを目標としています。

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、再生可能エネルギー導入などCO₂排出量削減に努めるとともに、脱炭素化が難しい(Hard to Abate)分野においては、排出されたCO₂を回収・貯留するCCS技術を確立することが不可欠です。

その中でも、洋上浮体からCO₂を圧入・貯留する浮体式洋上圧入CCSは、パイプライン敷設が困難な地域・海域でも圧入・貯留が実施でき、沖合域の地層を有効に活用できるため貯留ポテンシャルが高く、圧入する場所を柔軟に変更できるなどのメリットがある技術です。

本事業では、浮体式洋上圧入CCSの技術確立に向け、以下を目的に調査検討や技術実証を実施します。

1. システム統合・技術最適化

浮体式洋上圧入CCSの実現には、CO₂の分離回収から輸送、貯留、モニタリングに至る各技術を統合し、プロセス全体の最適化を図ることが必要です。そのため本事業では、個別技術を接続したときに顕在化する課題を解消することを目的とします。加えて、CCSの実施に当たって重要な要素となる、CO₂輸送方法に係る技術や事業の安全性を確保するために必要な技術等の最適化について検証・実証し、技術的成立性のある浮体式洋上圧入CCSの全体システムを確立することを目的とします。

2. 事業性評価・コスト低減

浮体式洋上圧入CCSの実用化には、事業コストの低減と安定した事業性の確保が必要です。そのため本事業では、浮体式洋上圧入CCSにおける一連のオペレーションの最適設計を行うとともに、浮体設備、輸送設備、陸上設備等を含むインフラの構成及び配置の最適化について検討します。さらに、これらの検討を踏まえて事業性評価を実施し、持続可能な事業の成立条件を整理するとともに、事業モデルを確立することを目的とします。

3. モニタリング高度化

浮体式洋上圧入CCSの安全な実施には、長期にわたるCO₂貯留の安全性を確保するとともに、海洋環境等への影響を適切に管理することが不可欠です。そのため本事業では、低環境負荷型モニタリング技術や高精度でCO₂の漏出を検知する技術の検討・実証を行います。これにより、信頼性の高いモニタリング技術を確立することを目的とします。

○財源について

本事業は、エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)による予算を財源としています。特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定により、用途は国内のエネルギー起源CO₂排出量の削減に貢献する調査検討・技術実証に限定されます。

このため、例えば、非エネルギー起源のCO₂排出量の削減、CO₂以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、HFC等)の排出量の削減^{※1}、森林等の吸収源、排出した後のCO₂の吸収等に関する調査検討・技術実証は、本事業の対象となりません。また、海外で行う技術実証も対象となりません^{※2}。

※1 エネルギー起源CO₂の排出量削減に関する技術であって、CO₂以外の温室効果ガスの排出抑制にもつながるものは対象となります。

※2 国内で行う技術実証であって、JCM(二国間クレジット制度)の活用にもつながるものは対象となります。

○本委託事業の性質について

本事業は委託事業です。本委託事業は、環境省からの委託を受け、事業を行い、データを収集し、知見を得るもので、その後の社会実装につながる事業である必要があります。目的に合致する事業を環境省の代わりに実施するものであり、環境省の求めに応じて事業を実施し、事業を行うにあたって知り得た知見等は環境省に報告する必要があることに留意してください。また、採択後は委託契約を締結し、当該事業の完了後に環境省に対し報告を行った上で、完了した事業が契約の内容に適合すると認められる場合に金額の支払いを受けられるものです。なお、経費については、「5(13)委託業務に計上できる経費について」を参照してください。

○選定、採択について

本公募により提案のあった事業を、外部有識者から成る審査委員会において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

2. 本事業の対象、実施期間等

(1) 本事業の対象について

本事業は、以下の条件を満たす事業を実施する事業者の公募を行います。採択に当たっては、書面による事前審査と審査委員会によるヒアリング審査を行います。

- ① 浮体式洋上圧入 CCS の実現に向けた調査検討又は技術実証について、CO₂の分離回収、輸送、圧入・貯留、モニタリングの各領域を対象とし、本事業の目的（システム統合・技術最適化、事業性評価・コスト低減、モニタリング高度化）に合致した、具体的で実現性の高い実施計画を有すること。
- ② 本事業を確実に遂行するために必要な技術的知見及び実務能力を有し、関係者、役割分担、スケジュール等が明確に整理された十分な実施体制を構築していること。
- ③ 事業終了後の浮体式洋上圧入 CCS の実用化・事業化を見据えた計画又は構想を有すること。
- ④ 技術実証を行う場合は、実証場所の利用・提供について関係者等の同意を得ていること又は同意を得る見込みがあること。

(2) 予算額について

採択事業の当該年度の予算額は5.5億円(税込)以下となるよう、審査委員会を経て決定されます。令和9年度以降については、それぞれ当該年度の予算の範囲内において、審査委員会を経て決定されます。

(3) 事業実施期間等について

原則として令和8年度から5年度以内とします。ただし、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施及び希望する事業費を保証するものではありません。

事業の実施者は各年度の達成目標をあらかじめ設定していただきます。毎年度、審査委員会において達成状況等の中間評価を行い、事業継続の可否について審査します。審査の結果、事業継続により期待される成果が認められない場合においては、計画の見直しや事業中止の判断が下ることがありますので予めご了承ください。

事業実施期間は必ずしも5年としなければならないわけではなく、事業内容に応じ短縮するなど、5年の範囲内で適切な事業期間としてください。

3. 本事業の応募要件及び実施体制

(1) 応募できる事業者の要件

本事業に応募できる者は、下記に該当する者とします。

- ア 民間企業
- イ 大学
- ウ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他環境大臣が適当と認める者

※代表者が所属する機関等が設立から3年未満の場合は以下の要件を満たすことを条件とします。

- a. 本事業を実施するための技術的・実務的基盤を有すること。
- b. 経営基盤として原則、以下に該当しないこと。
 - ・破産、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てを受けている、又はしている。
- c. 事業計画に基づき、事業期間中の実施に必要な体制を確保できること（役割分担、運用・安全、関係者調整、データ管理等）。

- d. 事業実施に伴うリスク（技術・運用、供給、法令・安全等）について、出資者等を含む関係者が理解し、責任分担等を明確にできること。

なお、上記の者において実際に事業を実施する方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

また、事業に参画する方は、あらかじめ次の各事項について所属機関等の承認を得てください。

- 事業の実施を所属機関等の業務（公務）として行うこと。（独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。）
- 所属機関等の経理担当部局が事業費の管理等を行うこと。

（2）事業の実施体制について

○ 実施形態

- 複数の事業者による「共同事業」、又は「単独の事業者」による実施のいずれも可能です。
- 共同事業の場合は、代表事業者を1名（社）定め、参画者との役割分担及び責任範囲を明確にしてください。

○ 求められる体制・機能

- 浮体式洋上圧入 CCS の一連プロセスを一体として検討・実証できる体制を整備してください。
- 事業全体の進捗を適切に管理するマネジメント機能を有する体制を整備してください。
- 技術実証を行う場合は、安全確保、関係法令・許認可への対応、データの測定と記録を適切に実施できる体制を整備してください。

○ 事業の代表者の要件と役割

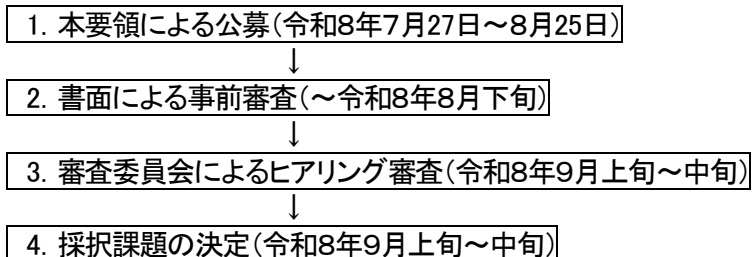
- 常勤の所属者であることが要件です（年齢・役職は不問）。
- 応募書類の提出、審査時の連絡窓口、事業全体の進行管理、参画者の取りまとめ、及び目標達成に向けた総括的な責任を担います。

○ 体制構築上の留意事項

- 実施体制に含める事業者は、事業遂行に必要な不可欠な範囲に限定してください。
- 事業開始後の事業者追加・変更は原則認められません（中間評価における指摘事項への対応や人事異動等で環境省が承認した場合を除く）。

4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



○書面による事前審査について

応募課題については、本事業の目的・要件を満たしているかのほか、応募事業を実施する政策的必要性について書面による事前審査で行った上で、審査委員会によるヒアリング審査を行う応募課題を選定します。事前審査の結果は、審査委員会の5日程度前までに代表者に対して通知します。この過程で、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

なお、書面による事前審査の結果、「ヒアリング審査進出条件」が付けられる場合があります。

○審査委員会によるヒアリング審査について

事前審査を通過した応募事業者に対して、外部有識者から成る審査委員会によるヒアリング審査を行います。その際には様式「ヒアリング資料」として提出いただいた資料で審査します。

なお、書面による事前審査時に「ヒアリング審査進出条件」が付けられた場合、当該条件を満たすための対応を追加資料として提出してください。

ヒアリングの日程や場所等については、書面審査を通過した事業者の方にのみ通知します。ヒアリング審査が行われる可能性がある期間(令和8年9月上旬～中旬頃)は、なるべく予定を入れないようにしてください。審査委員会では以下の観点で採否等について審査します。

項目	観点
① 事業課題の妥当性	・ 設定された課題がシステム統合、事業性評価、モニタリング高度化の目的に直接的に結びついているか。 ・ 浮体式洋上圧入CCSの実現に向けた具体的かつ明確な技術課題が根拠とともに適切に設定されているか。 ・ 設定した課題に対する対応方針が具体的であり、事業期間内で対応可能な計画となっているか。
② 技術的意義	・ 個別技術に留まらず、浮体式洋上圧入CCSのシステム全体の最適化に貢献する技術の検討・実証であるか。 ・ 検討・実証する技術に実用性、先導性、発展性があるか。浮体式洋上圧入CCSの実用化における主要な技術課題の解決に資する技術であるか。 ・ 検討・実証を通じて得られる知見が、設計・運用条件の最適化やシステム成立性の検証に資する内容となっているか。 ・ 検討・実証を行った技術の適用により、コスト低減、効率向上、安全性向上等の観点で有意な効果が期待されるか。
③ 政策的意義	・ 「地球温暖化対策計画」「CCS長期ロードマップ」等の関連政策との整合性が明確であるか。 ・ 2030年以降の本格展開といった政策目標に沿った内容となっているか。 ・ CCSの社会導入促進に寄与することが期待されるか。
④ 目標設定・達成可能性	・ 達成目標(性能、精度、効率、コスト等)が具体的かつ定量的で評価可能な指標で設定されており、事業期間内で達成可能な内容となっているか。

	・ 年度ごとの達成目標や段階的（ステップ型）に設定されているか。 ・ 目標達成に向けた具体的な手段（実証・分析・設計など）が整理されているか。
⑤ 実施体制・実施計画	・ 実施計画（スケジュール、工程）が具体的かつ現実的であり、実行可能な内容となっているか。 ・ 事業内容に応じた必要な専門性が確保された体制となっているか。 ・ 事業実施者間の役割分担及び責任範囲が明確であり、連携体制が適切に構築されているか。 ・ プロジェクト全体の進捗、コスト、リスクを管理する統括マネジメント機能が適切に構築されているか。 ・ 実証を行う場合は実証設備や実証場所、設備の運用体制等が具体的に確保されており、実証の実施性が担保されているか。 ・ 直近3年間、税の滞納がないか。 ・ <u>【加点要素^{※1}】技術開発機関等が組織全体としてカーボンニュートラル実現に向けた取組を実施しているか。^{※2}</u>
⑥ 実現性	・ 事業成果を踏まえ、浮体式洋上圧入CCSの社会実装までの具体的な展開や計画が示されているか。 ・ 浮体式洋上圧入CCSの事業成立条件が合理的に整理されているか。 ・ CO₂の回収、輸送、貯留を含む一連のプロセスの構築及び関係者間の連携が現実的に見込まれるか。 ・ 制度・規制への対応や安全性・環境配慮を含め、社会実装に向けた課題への対応が検討されているか。
⑦ 総合評価	・ ①～⑥の観点に加え、事業計画の妥当性、実現可能性、総事業費に対するCO₂削減効果（費用対効果）等、それ以外の観点も含めた総合評価。
⑧ 経費の妥当性	・ 事業の目標を達成するために経費が十分であるか、過剰に計上していないか、また、実証期間を通しての経費の配分は妥当であるか。

※1 該当する場合、各項目の審査において考慮され、通常より高い評価を得られることが見込まれる確認事項です。なお、必須項目ではないため、これらに該当しない場合に不利になることはありません。

※2 詳細については、5. (15) を参照ください。

審査結果は10点満点の評価点で示され、問題ない水準（採択しても良い水準）を6点とします。評価点の算出に当たっては、①～⑥（10点満点）の平均及び⑦（10点満点）のそれぞれの2分の1を合計します。⑧経費の妥当性については別途評価を行います。

○採択事業の決定について

事業の採否及び委託額の決定は、審査委員会による審査・議論を基に行います。採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。なお、不採択の理由等に関する問い合わせは、回答できかねますので、ご了承ください。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 他助成事業への応募の禁止

環境省を含む他の助成事業等により実施中の事業（令和8年度からの助成が決定しているものを含む。）と内容が重複又は類似しているものについては、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。（問い合わせ先は「7. その他」参照）

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の助成事業担当者（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 代表者の変更等の措置

代表者は、やむを得ない事由により事業の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得ていただきます。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、委託費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 経費の適正な管理について

各事業者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各事業者等は経費に係る不正を誘発する、要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

(5) 事業の中止等の措置

代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。

(6) 予算の繰越制度について

本事業では、年度ごとに当該年度分の経費の額を決定し、業務を実施していただきます。ただし、業務の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、業務が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められ、財務当局の承認が得られた場合には、当該業務を翌年度へ繰越すことができます。

① 計画に関する諸条件

計画段階において、前提条件の変動、新規条件の発生、実証範囲の再整理、各種許認可・届出、関係法令対応、又は参画主体・関係者の不測の事情（関係者調整・契約協議のやり直しを含む）が生じ、事業全体の進捗に影響が生じる場合等。

② 設計に関する諸条件

補助対象設備の詳細設計において、不測の事態により前提条件の見直しや仕様の再検討が必要となる場合、安全対策（保安・リスク評価等）に伴う追加対応が必要となる場合等。

③ 気象の関係

設備の据付工事、配管・配線工事、試運転準備等を開始したのちに、風雪・台風等の影響により現地作業が難航するなど、工事・試運転に不測の日数を要する場合等。

④ 用地の関係

設備導入用用地の確保に関する交渉等の難航や、工事施工時点で土地所有者等との再調整が必要となる等により、工事の施行が遅延する場合。

⑤ 資材の入手難（調達遅延）

設備機器、部材、計装品等の供給不足や製造遅延、輸送遅延等により、調達が困難となり、納期に不測の日数を要する場合（主要機器のリードタイム長期化、代替品検討の発生）等。

(7) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしています。本事業の実施内容については国内外を問わず積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、事前に環境省に必ず確認する必要があります。実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守の上、環境省事業によるものである旨を、広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示してください。環境省の委託事業であることから、他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合は、環境省担当官の求めに応じて、必要な情報等を提示する必要があります。

(8) 事業概要等資料の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業終了直後の達成度に係る事後評価、また事業終了後の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、資料の提出やヒアリング等を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

(9) 他事業への協力・連携について

本事業の遂行にあたっては、環境省担当官が要請する他の事業へ必要な情報を提供するなどの協力・連携をしていただくことがありますので、ご了承ください。

(10) 検討会の実施について

本事業の実施においては、事業の進捗管理及び事業化に向けた計画・戦略等の検討のために有識者からなる検討会を年に3回程度実施することとしています。代表事業者には、検討会を主催していただきますので、ご了承ください。

(11) 本事業における委託事業の性質について

本事業における委託事業は、事業を通じて得られた知見に基づいた成果を環境省に報告いただき、その対価として環境省が委託費を支払う契約行為です。また、その後の社会実装に繋げる事業である必要があります。本事業の目的に合致する事業を環境省の代わりに実施するものであり、環境省の求めに応じて事業を実施する必要があることに留意してください。

(12) 実証における撮影等の記録について

(7)の成果発表や(8)の中間評価、事業終了後の社会実装等に役立てるため、原則事業期間中に実証の写真や映像を記録していただきます。

(13) 委託業務に計上できる経費について

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、下記のとおりです。

＜委託事業の経費の区分＞

直接 費	人 件 費	人件費	事業に直接従事する者の人件費 ・技術開発者本人、機関で直接雇用する研究員の給与及び法定福利費、通勤手当、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託業務に係る退職手当等 ・他機関からの出向技術開発者の経費等
	業 務 費	諸謝金	事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等） ※個人に委嘱するものを想定
		旅 費	旅費に関わる以下の経費 ・事業を実施するに当たり技術開発者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、宿泊手当、旅行雑

		費) ・事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、宿泊手当、旅行雑費） ・外国からの技術開発者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、宿泊手当、滞在費、旅行雑費） ・技術開発者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、宿泊手当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等
	会議費	事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する経費 （委員会開催費、会議等に伴う飲食代等）
	消耗品費	業務に直接必要な物品の購入費 ・取得単価額が200,000円未満の物品 ・取得単価額が200,000円以上の物品であって、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品。 （試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）
	借料及び損料	業務に直接必要な機械器具等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料、土地等の不動産の借料など ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・技術開発機関内の施設・設備使用料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く）等（ただし、公共交通機関を利用することが合理的でないと認められる場合に限る） ・リース期間は原則法定耐用年数とし、リース料金は環境省事業実施期間中のみ認められる（日割りにより、事業実施期間中の経費を算出すること。） ※受託者の事務所の家賃や共用部等、委託業務のみに使用していると認められない経費については計上できない。
	賃金	業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・技術開発補助作業を行うアルバイト、パート ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員 等
	通信運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 （電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）
	光熱水費	事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
	印刷製本費	事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費 （チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代、論文別刷り代等）
	雑役務費	業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に必要な経費 ・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の経費 ・設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の経費 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の経費等 ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費

		・労働者派遣法に基づく派遣職員 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・実証事業成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）） ・保険料（事業に必要なもの。実証試験中の対物・対人事故をカバーする賠償責任保険等） ・薬事相談費 ※1件当たりの金額が予算決算及び会計令第99条に基づき随意契約ができる金額の範囲（役務の場合は200万円）内のものを雑役務費とし、範囲を超える場合は外注費として計上すること。
	外注費	業務に直接必要な経費のうち、受託者が直接行うことが出来ない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費 原則として、直接費（人件費＋業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超える額を外注費として計上することはできません。
	共同実施費	業務を実施するにあたって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。 ※共同実施費については、直接費（人件費＋業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超えて計上可能。
間接費	一般管理費	委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。 （受託者の内部規定等で定める率、合理的な方法により算出したと認められる率、又は環境省が定める率を直接経費より外注費・共同実施費を除いた額に乘じて得た金額以下）
消費税		上記計の10%

※委託事業において、原則備品費は認めておりません。

※原状回復のための費用を計上すること。

※原則、設置した設備・機器等の終了後の自治体等への譲渡は認めておりません。

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」（令和8年3月24日環境省大臣官房会計課）に準拠するものとします。

基本方針URL → <https://www.env.go.jp/content/000387544.pdf>

(14) 事業終了後の事後評価、調査等への協力について

事業終了後に、事業終了時の目標の達成状況及び成果の内容等を評価する事後評価を、書面又はヒアリングにより実施します。また、事業終了後の取組のフォローアップ調査へのご協力をお願いする場合があります。ご了解いただけない場合には応募をご遠慮ください。

なお、事業期間が終了しているため、これらに要する費用を本事業の経費として支出することはできません。

(15) カーボンニュートラル実現に向けた技術開発機関等の取組について

本事業では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けた取組の底上げを図る観点から、事業を実施するが組織全体として以下の①～③の取組を実施している場合は、審査において考慮します。これに該当するときは、応募書類の所定の箇所に必要事項を記載してください。

①2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減目標の設定

2050年のカーボンニュートラル達成（Scope 1+2）を目標として設定している場合を標準とし、目標年限の前倒し、野心的な中間目標（例：2013年度比2030年度46%超の削減）、Scope 3の削減目標

等を設定している場合は、その内容に応じて評価します。ただし、目標は原則として公表されているものとします。

②デコ活応援団（官民連携協議会）への参画

詳細については、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）のウェブサイト（<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#council>）を参照ください。

③デコ活宣言の実施

詳細については、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）のウェブサイト（<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#join>）を参照ください。

6. 応募書類及び手続

(1) 応募の手続及び受付期間について

応募に当たっては、下記の【応募書類】の資料を日本語で作成の上、PDF等に変換せずに事務局メールアドレスにまとめて送付してください。

【応募書類】

- 【申請書】洋上圧入CCS技術確立事業
- 【ヒアリング資料】洋上圧入CCS技術確立事業
- 実績資料（様式任意）
代表者が所属する機関の事業概要やこれまでの CCS 関連事業等の実績が分かる資料（簡易なもので差し支えありません。）。
- 直近3年間の納税を証明する書類
代表者が所属する機関等の直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1・納税額等証明用））。
法人税法上、免除されている機関については本資料の提出は不要です。
- 十分な事業体制が確認できる資料（設立から3年未満の機関のみ）
設立から3年未満の提案者は、3（1）に記載されたa.～d.の各要件を満たすことを確認できる資料を提出してください（様式任意）。

【応募期間】令和8年7月27日（月）～令和8年8月25日（火）15時必着

【提出先】chikyu-jigyo@env.go.jp（環境省 事務局メールアドレス）

○電子メール受領の確認

提出資料の受領を当方で確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください（電話番号は「7. その他」参照）。

上記の全ての提出が整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とはみなしませんのでご注意ください。また、応募様式の作成に当たっては、必ず作成要領に従って作成するようお願いします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

(2) 提出に当たっての留意事項

事業代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は返還しません。

(3) その他必要な事項

特許権等の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

7. その他

公募全般に対する問い合わせは、電子メールにてお願いします。電子メールの件名（題名）は「洋上圧入CCS技術確立事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いします。電話等での対応はいたしません。

また、公募全般に関する事務的な問い合わせではない、個別具体的な応募内容に関する問い合わせや相談については、原則お答えできません。

＜問い合わせ受付期間＞

令和8年7月27日（月）～8月25日（火）（15：00㍻切）

＜問い合わせ先＞

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
中央合同庁舎5号館3階国会側
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室
TEL 03-5521-8339
E-mail: chikyu-jigyo@env.go.jp